

木町二番丁地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		木町二番丁地区まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		東山1丁目及び東山2丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.1ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、かつて材木商人が多く居住していたことにちなみ、元和2年(1616年)以前から木町と称される歴史ある地区である。</p> <p>この歴史ある街並みと文化を保存するとともに、にぎわいのある通りの形成と快適な住環境の保全との調和により、地区の発展を図ることを目標とする。</p>	
まちづくりの方針		歴史的街並みの保存を図るほか、良好な住環境を保全し、活気と落ち着いたたたずまいが共存した安全で安心なまちづくりを推進する。	
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	商業地区	住居地区
	面積	約0.6ha	約0.5ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、平成29年1月23日(協定締結日)に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。	
		(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(事務所を含む)	
(2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供するもの。			
		(3) 自動車教習場、畜舎、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場	—
		(4) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	
		(5) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、建築物に附属する自動車車庫にあつては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの	
		(6) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
		(7) カラオケボックスその他これに類するもの	

	地区の細区分	商業地区	住居地区
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>(8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(9) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの</p> <p>(10) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場</p> <p>(11) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(12) 建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げるもの</p> <p>(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(14) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(建築物等) 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(広告物等)</p> <p>1 広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に木町二番丁まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と協議し、設置後は協議会に報告しなければならない。</p> <p>2 設置することができる広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの（第1号から第3号までに係るものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(3) 電光表示装置でないもの</p> <p>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの</p> <p>(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から40cm以内のもの</p> <p>(6) 独立広告物でないもの</p> <p>(7) のぼり及び旗状の広告物でないもの</p> <p>(8) 自家広告であるもの</p> <p>(9) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの</p>	

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	商業地区	住居地区
	建築物等の形態 又は意匠の制限	(10) 広告物全体の合計表示面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以下のもの	
		4 m ²	3 m ²
	土地利用等の制限	(1) 屋外に商品陳列ワゴン等を設置しない。 (2) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更しようとする者を含む。）は、事前に協議会と協議しなければならない。 (3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。	
その他	(1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、歴史ある街並みと良好な住環境を損なわない物品を販売するものとする。 (2) 店舗及び飲食店では、深夜（午前零時から午前6時までの時間をいう。）における営業を行わないよう努めるものとする。 (3) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努めるものとする。 (4) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないよう努めるものとする。 (5) 生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応するものとする。 (6) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (7) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮するものとする。また、新たに自動販売機を設置する場合は、事前に協議会と協議しなければならない。 (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努めるものとする。 (10) 道路から見える範囲に植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努めるものとする。 (11) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を協議会へ通知するものとする。		

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成29年1月23日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成30年4月1日及び平成30年6月15日に一部変更しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。